

(平成 26 年 7 月 1 日 : 消防本部救急課)

救急救命士による新しい救命処置が始まります！

救急救命士法施行規則の改正（平成 26 年 1 月 31 日付け）により、「心停止前の傷病者に対する、静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖投与」が、新たに救急救命士の処置に加わりました。

小田原市消防では、湘南地区メディカルコントロール協議会と連携し、新しい処置を行うための講習及び医師による指示体制の整備など準備をすすめ、新たに認定をうけた救急救命士により、平成 26 年 7 月 1 日（火）から運用を開始いたします。

拡大される救急救命士の処置の概要

(1) 血糖測定と低血糖発作へのブドウ糖溶液の投与

低血糖発作による意識消失が疑われる傷病者に対して血糖測定を行い、低血糖の場合はブドウ糖溶液の投与を行います。

(2) 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液

血圧が低下してショック状態の傷病者や重量物の下敷き事故で心臓が停止する可能性のある傷病者に対しての静脈路の確保及び点滴を行います。



問合せ先 消防本部救急課 ☎49-4441